

2025(令和 7)年 6 月 27 日

球磨村長

松谷浩一 様

一般社団法人くまむら山村活性化協会

代表理事 富永知敬

理事 薮初美・遠原純二・大岩康生

顧問 鈴木康夫

抗議書(兼質問書)

2025 年 3 月 28 日発文書にて連名にて、私たち理事が解散・清算時に負債を負う責任はないことを意思表示し、法人を設立した村の責任において法人の解散・清算にかかわる金銭の支出をお願いいたしました。同日に、従業員や他の役員とともに公開質問状を提出し、村長および村の責任の所在を確認する 10 項目の質問を投げかけました。

ところが、いまだに正式な回答はございません。それどころか、本年 6 月の定例議会において村長は「公開質問状への回答をする必要はない、清算金を村が支払う必要はないと弁護士から言われたから」という旨の答弁をされています。村長としての資質が問われる不誠実な対応と言わざるを得ません。

ここに抗議を申し上げるとともに、さきの 2 文書への正式な回答を改めて求めます。

なお、回答において、10 項目への回答とともに、とりわけ以下の 3 点についてきちんとした理由・根拠を提示されるようお願いいたします。

①村長が代表理事であった際に起こした労働局調停パワハラ争議の合意書閲覧について、村長は議会において「してはいけないことをしてしまった」と謝罪しながらも、当事者にはいまだに謝罪がありません。同時に補償の意思確認を求めてきましたが、返答がありません。不誠実な対応をお改め真摯に回答ください。労働局で約束された責任をとってください。

②清算金の支払いについて、委託契約を打ち切り解散に追い込んだ村長として責任をどう果たし、最終的にどのように決着を図られるおつもりなのか回答ください。

③前総務課長が理事を退任するとき、新たな理事を村から出すと副村長ともども約束されましたが果たされていません。村職員理事の責任をどう果たされているのか。

回答は 7 月 1 日まで文書にてお届けください。議会からの辞職勧告決議に対して村長は続投を表明されましたが、当法人との争議をどのように解決に導かれるのか注目されます。私たちはいただいた回答を議会と共有し、請願書の継続審議に有効に活用されることを期待しています。

以上